

意見に対する区の方考え方

1 意見募集の概要

件名	文京区斜面地における建築物の容積率緩和の制限に関する条例(改定) (素案)について
意見の募集期間	平成27年3月30日(月)から平成27年4月28日(火)まで
意見の提出方法	電子メール(2件)
意見提出者数	2名
意見総数	2件

2 意見と区の方考え方

No	意見(要旨)	区の方考え方
1	(1) 条例が適用される対象地域に準工業地域を追加してください。 (2) 千川通り沿いなど、低地の準工業地域にマンションがたくさんあるので適用区域を準工業地域等の工業系用途地域に適用を広げるべきと考えます。	本条例は、住宅地の良好な住環境の保全を図ることを目的とし、周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える敷地と平坦な敷地でその建築物の延べ面積に著しい違いが発生することを防止するために制定されたもので、準工業地域等の工業系用途地域を対象とする予定はございません。
2	(1) 地下のみに設置される独立住戸を制限するための規定を追加してください。 (2) 道路位置より低い位置に住戸をつくることは(特に標高の低い地域)ゲリラ豪雨などの際に水没可能性があるため、安全を期して禁止すべきです。	本条例は、地盤面の算定方法について条例(建築基準法第52条第5項)で規定したもので、地下室の利用の制限をする予定はございません。